

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※町処理欄	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。◎用紙が足りない場合は、コピーしてご活用ください。

(あて先) 吉田町長 平成 年 月 日 提出 給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地											特別徴収義務者 指定番号		
	フリガナ 名称											宛名番号		
	代表者の 職氏名印											連絡者の係 及び氏名並 びにその 電話番号	係 氏名	
	法人番号											受給者番号 (整理番号)	電話	
給与所得者		フリガナ	旧姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日から 退職時までの 給与支払総額			
氏名				円		円	円	平成 年 月 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他 ()	1. 特別徴収継続 → (C欄記入) 2. 一括徴収 (5月分までまとめて徴収) → (B欄記入) 3. 普通徴収 (残額を個人で納付) → (B欄記入)	円	控除社会 保険料額	円	
生年月日	昭和・平成 年 月 日													
個人番号														
1月1日 現在の 住所	〒													
現在の 住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所) 〒													

「指定番号」「宛名番号」の欄には、通知書に記載された番号を必ず記入してください。

●一括徴収の届出書

一括徴収の理由	徴収予定	一括徴収した税額は
1 異動が12月31日以前で本人から申出有(注1)	徴収予定日	月分
平成 年 月 日申出	徴収予定額	
2 平成 年1月1日以降に退職(注2)	徴収予定額合計 [上記(ウ)と同額]	納期限
一括徴収できない理由		月 日
1. 5月までに支払われる給与又は退職手当等が未徴収税額より少ない。		と合わせて納入します
2. その他 ()		

(注1) 12月31日以前の退職者についても、できるだけ一括徴収をお願いします(退職後国外へ転出する場合は、特に協力をお願いします)。
(注2) 1月1日から4月30日までに退職した場合は、本人の申出がなくても一括徴収することが義務付けられています。(地方税法第321条の5第2項)

●転勤等による特別徴収届出書 (転勤等で特別徴収の継続を希望される場合に記入してください。)

月割額	円を	所在地	〒	特別徴収義務者 指定番号	
月分から徴収し納入する。	給与支払者 (特別徴収義務者)	フリガナ 名称			
		代表者の 職氏名印			
		法人番号			
				この届出に係る連絡先	

新規

新規の場合
新しい勤務先がまだ特別徴収義務者に指定されていない場合

指定番号の 事前連絡	要・不要
納入書	要・不要

◎送付先 〒421-0395

※印の欄は届出者において記載する必要はありません。

榛原郡吉田町住吉87 吉田町役場 税務課
(電話 0548-33-2107)

転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合、前勤務先でB欄までの部分を記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先では、C欄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要な手続きを済ませたうえで、給与所得者の1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村長に送付してください。

A欄

B欄

C欄